

# 地域で取り組む共同利用施設の整備を支援します ～ 強い農業づくり交付金 ～

## 実施主体

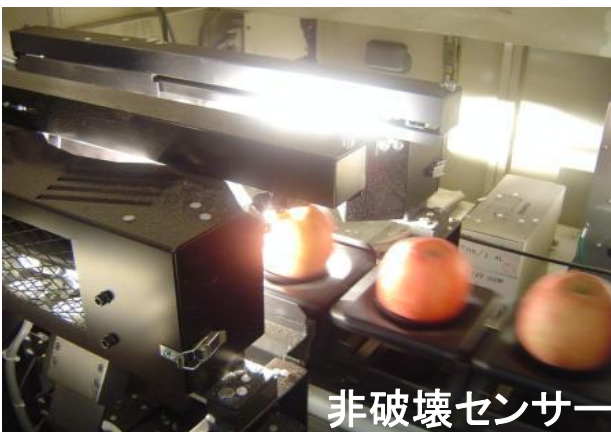
- 都道府県、農協、農業生産法人、農業者の組織する団体 等
- ※ 原則として5戸以上の農家の事業参加が必要です。

## 事業要件

- 取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があります。
- ・ 原則として5戸以上の農家に受益があること
- ・ 成果目標の基準を満たしていること
- ・ 品目毎に設定する面積以上の産地であること
- ・ 費用対効果分析を行い、投資効率が1以上であること

## 支援対象施設

たとえば



## 補助率

1/2以内等

(整備する施設によって異なります)

## 優先枠の設定

### 攻めの農業の実現に向けた優先枠を創設します

#### 農畜産物輸出 に向けた体制整備優先枠

- ・輸出の拡大や新規の輸出に取り組む産地において必要となる共同利用施設整備を支援。

#### たとえば

- ・米国への輸出に必要となるHACCPに対応した産地食肉センター
- ・輸出先国の需要時期に合わせて出荷するための低温貯蔵設備を備えた集出荷施設  
など

#### 「強み」のある産地形成 に向けた体制整備優先枠

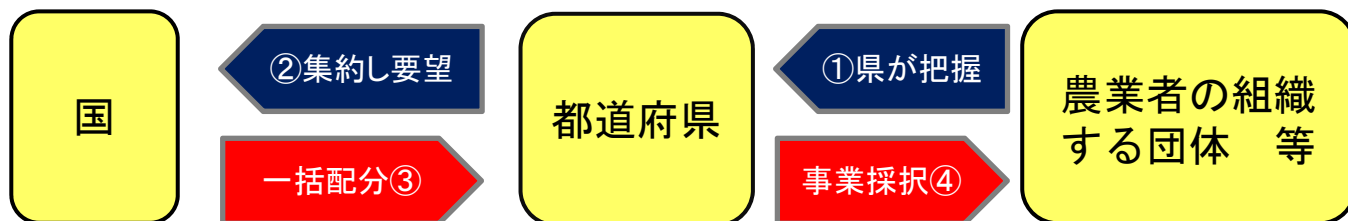
- ・新品種・新技術等を活用し、実需に合わせた生産体制の確立に必要な共同施設整備を支援。

#### たとえば

- ・新品種と既存の品種を区分管理可能な集出荷施設
- ・新品種の種苗を供給するために必要な育苗施設  
など

### 事業申請時のポイント加算(5ポイント)など 特例を設けて支援します

## 事業の流れ



詳細については、生産局総務課生産推進室(☎03-3502-5945)までご連絡ください